

しょう きやく し さん

償却資産申告の手引き

1月1日現在(賦課期日)所有している事業用の償却資産について、
資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。
この「申告の手引き」にもとづき、ご申告いただきますようお願いいたします。

申告 内容

- 資産の増減
※前年度と比較し、“資産の増減がない”や“該当資産がない”場合も申告が必要です。
- 事業廃業、事業譲渡(継承含む)
- 氏名、住所の変更など

申告 期限

令和8年2月2日(月)

期限間近になりますと申告が集中しますので、
1月23日(金)までに提出いただきますようご協力をお願いします。

提出 方法

窓口持参

本庁 3階西側 資産税課 償却資産申告窓口

郵送

同封した返信用封筒(切手不要)をご利用ください。

電子申告

エルタックスホームページ
<http://www.eltax.lta.go.jp>
をご確認ください。



【お問い合わせ・提出先】 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号



佐賀市役所 市民生活部 資産税課 償却資産担当

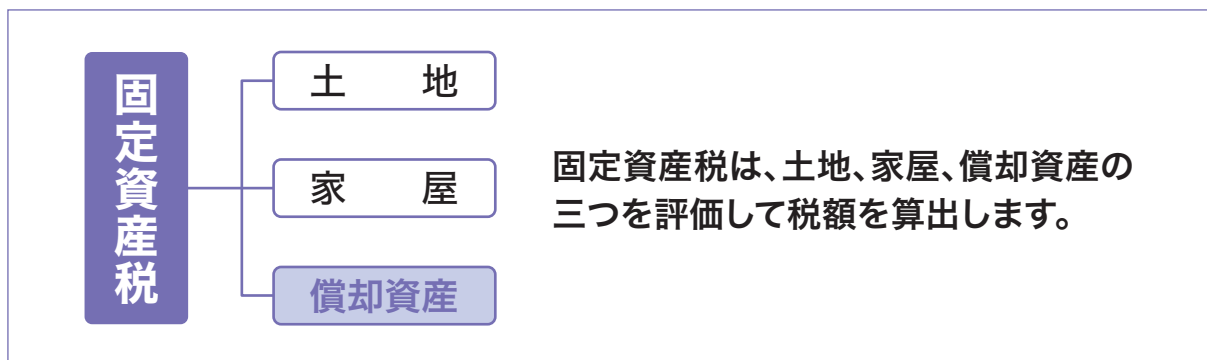
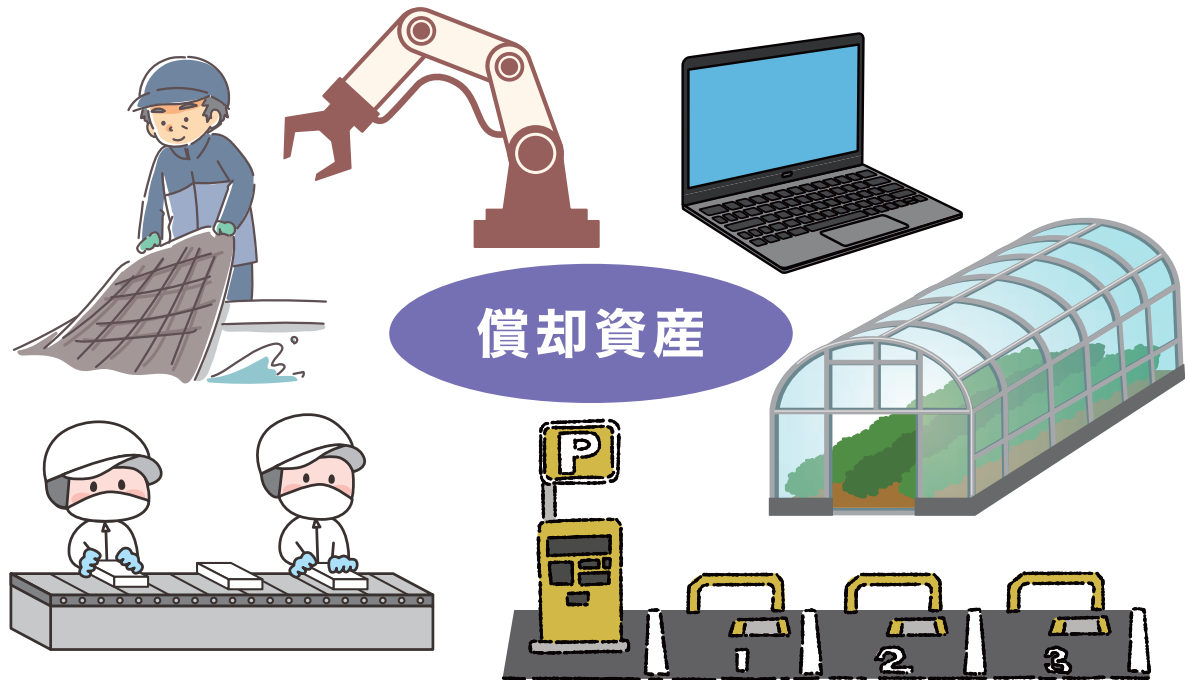
TEL 0952-40-7073(直通) FAX 0952-25-5408

E-mail shisanzei@city.saga.lg.jp

① 償却資産とは？

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や漁業等をされている方などがその事業のために用いている**土地、家屋以外の構築物・機械・工具・備品等の固定資産**を償却資産といいます。

※業種別の主な償却資産の例は8ページをご覧ください



◆償却資産の税額等の算出方法

- ① 評価 … 耐用年数に応じた減価率を用い、旧定率法によって令和8年1月1日現在の価値を評価し、これが**課税標準額**となります。
- ② 免税点 … 償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
- ③ 税率 … **1.4% (税額 = 課税標準額 × 1.4%)**






※ 償却資産を含む固定資産税の納付税額は、所得計算上、損金または必要経費に算入できます。

※詳しくは、佐賀市ホームページをご覧ください。

[🔍 佐賀市 償却 課税](#) で検索してください。

目次

▶ 申告書記入例

令和7年中の事業状況や償却資産の所有状況	令和8年度の申告	ページ数
 <p>はじめての申告です。お店で使っている備品などがあります。</p>	増加あり	3～5 7、8
 <p>昨年は機械の買い替えがありました。</p>	増加あり	3～5 7、8
	減少あり	5、6
 <p>昨年と変わりありません。</p>	増減なし	9
 <p>償却資産に該当するものではありません。</p>	該当資産なし	9
 <p>昨年で事業をやめました。</p>	廃業・解散・転出	10
 <p>自社で電算申告をします。</p>	すべての資産を申告 ※資産ごとの評価額、課税標準額の記載が必要です。	3～5 7、8

▶ よくある質問

質問の内容	ページ数
<p>(1) 制度について</p> <p>Q1 償却資産はなぜ申告しなければならないのですか？</p> <p>Q2 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告を行った場合、罰則はあるのですか？</p> <p>Q3 実地調査や帳簿調査等の依頼が届きました。どうしたらよいですか？</p>	11
<p>(2) 申告について</p> <p>Q1 取得価額とはどのようなものですか？</p> <p>Q2 耐用年数がわからない場合はどうしたらよいですか？</p> <p>Q3 非課税となる資産も申告が必要ですか？</p> <p>Q4 課税標準の特例を受けることができる資産にはどのようなものがありますか？また特例を受ける際の手続きについて教えてください。</p>	12、13
<p>(3) その他</p> <p>Q1 固定資産税（償却資産）と国税との違いを教えてください。</p>	13

増加資産がある方

申告書を記入する前に、**注意が必要な資産**があります。

申告の対象となる資産

■ 大型特殊自動車

※詳しくは7ページ償却資産の種類をご覧ください。

自動車の
区分

■ 取得価額が20万円未満の資産であっても個別償却しているもの

■ 租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額資産の損金算入特例を適用した資産

償却方法と
取得価額に
よる区分

■ 単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの（簡易間仕切り）

■ 特定の生産業務の用に供されるもの（ホテル・病院の厨房設備）

■ 賃借人が施工した内装・造作及び建築設備

家屋との
区分

■ 償却済資産（耐用年数が経過したもの）

■ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、遊休資産、未稼働資産

その他

申告の対象とならない資産

■ 自動車税、軽自動車税の対象となるもの

※小型特殊自動車は軽自動車税の対象です。農耕作業用自動車（農耕用トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車、農耕作業用トレーラ等）は乗用装置のあるもので最高速度が時速35km未満であれば小型特殊自動車です。

■ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で一時に損金算入しているもの

■ 取得価額が20万円未満の資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

※令和4年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供するものは除外されました。

■ 家屋の所有者が取付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるもの

■ 無形減価償却資産（漁業権、特許権、ソフトウェア等）、繰延資産

償却方法と取得価額による申告対象の一覧

個別に減価償却をしているもの	
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、) (旧租税特別措置法第67条の8ほか)
20万円未満	法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定する リース資産 (地方税法施行令第49条)
10万円未満	3年で一括償却 ※ (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)
	一時に損金算入 ※ (法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項)

償却資産の申告が必要な資産
 償却資産申告の対象外となる資産

※一括償却資産の3年償却及び一時に損金算入における対象資産については、令和4年4月1日以後、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供するものは除外されました。

建築設備における家屋と償却資産の区分

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの (※賃借人(テナント入居者)が施工したものは償却資産として賃借人が申告をする必要があります)
発電設備	自家発電、受変電設備(配線等含む)	
電灯照明設備	投光器、屋外照明設備	配線
電話設備	電話機・交換機等の装置、器具類	
広告塔・看板、サイン	広告塔・看板、ネオンサイン、文字看板、案内板	
火災報知装置	屋外の装置(配線等含む)	屋内の装置(配線等含む)
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸かし器、電気温水器)	中央式給湯設備
給排水・ガス設備	屋外設備、特定の生産または業務用設備(配管等含む)	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン	ビルトイン空調設備
厨房設備・洗濯設備	事業用のサービス設備(百貨店、ホテル、旅館、飲食店、病院、クリーニング業等)	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送設備、生産ライン用リフト等	エレベーター、エスカレーター装置
間仕切り・パーティション	床から天井まで達しない程度のもの、可動式のもの	床から天井まで達する程度のもの
LAN設備	設備一式	

種類別明細書(減少資産用)

一点申告の方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、売却・廃棄・佐賀市外への移動等で**減少した償却資産**について記入してください。

同封の種類別明細書の中から減少があった資産を確認し、記載されているとおりに転記してください。

令和7年度償却資産種類別明細書

義務者コード 00000001

申告区分 1

作成日 令和7年10月31日

1 / 3 ページ

義務者名
株式会社 さかえ

1種

資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額 円	耐用年数				評価額 円	特例 コード	特例 率 A/B	課税標準額 円
					当初	新	変更年 度	変更理 由				
1 41099999	看板(プラスチック製)	5	H09.04	1,500,000	10							
2 41010000	駐車場舗装	1	H09.04	1,600,000	10							
3 41010001	駐車場照明設備	1	H09.04	600,000	10							
4 41799999	フェンス	1	H16.03	630,000	10							
5 42400000	店舗内装工事(諸富店)	1	H23.12	5,000,000	10				改・誤			
6 42400001	受変電設備	1	H23.12	3,470,000	15				改・誤			
7 42699999	舗装工事	1	H27.05	8,800,000	10				改・誤			
頁 計				21,600,000								

①種類別明細書で減少があった資産を確認し...

令和8年度

種類別明細書(減少資産用)

義務者名

株式会社 さかえ

1/枚のうち

1/枚目

行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 区 分 及 び 事 由				摘 要		
					年 号	年	月				1 全 部	2 一 部	3 移 動	4 其 他		1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
01	1	41099999	看板(プラスチック製)	1	4	09	04	300,000	10		1・2	1・2・3・4					
02	1	41799999	フェンス	1	4	16	03	630,000	10		①・2	1・2・3・4					
03	6	42199999	応接セット(事務室用)	1	4	20	01	315,000	8		①・2	①・2・3・4					
04	6	41899999	冷蔵ショーケース	1	4	17	10	460,000	6		①・2	1・2・③・4	R7.6 小城市へ移動				
05	6	42099999	冷蔵庫	1	4	19	05	252,000	6		①・2	①・2・3・4					
06											1・2	1・2・3・4					
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
小 計				5				1,957,000			1・2	1・2・3・4					

②減少用の種類別明細書に転記してください。

一部減少の場合は、次の要領で記入してください。

例

減少前 数量5 取得価額 1,500,000円

減少後 数量4 取得価額 1,200,000円

差し引いて

減少分 数量1 取得価額 300,000円

↑この数字を記入します。

※固定資産税(償却資産)では、減価償却における耐用年数が過ぎたものでも、実際に事業に使用している限りは減少資産とはなりませんので、ご注意ください。

種別別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

一点申告の方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、取得や佐賀市外からの移動による受け入れ等で**増加した償却資産**について記入してください。

はじめて申告される方や電算申告をされる方は、令和8年1月1日現在で所有されているすべての償却資産について記入してください。

取得年月日、耐用年数、増加事由は必ずご記入ください。

令和8年度		種別別明細書(増加資産・全資産用)										義務者名		増加事由	
義務者コード 00000001		株式会社 さかえ										/枚のうす		/枚目	
資産の種類 番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	評価額	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要		
				年号	年月										
01	1	店舗内装工事(川副店)	1	5	0706	3,950,000	10	0.				02 3+4			
02	1	庭園工事一式(川副店)	1	5	0706	1,512,000	20	0.				02 3+4			
03	1	ゴミ置場(川副店)	1	5	0706	194,000	10	0.				02 3+4			
04	1	自転車置場(川副店)	1	5	0706	165,000	10	0.				02 3+4			
05	1	駐車場アスファルト舗装(川副店)	1	5	0706	1,317,000	10	0.				02 3+4			
06	2	厨房設備(川副店)	1	5	0706	907,000	8	0.				02 3+4			
07	2	太陽光発電システム(本社・40kw)	1	5	0704	12,960,000	17	0.				02 3+4			
08	6	エアコン(川副店)	1	4	3105	475,000	6	0.				1-2 03 3+4	武雄市から 搬入		
09	6	冷蔵庫(川副店)	1	5	0706	194,000	2	0.				10 3+4	中古取得 (H28)		
10	6	措)パソコン(本社)	2	5	0704	288,000	4	0.				02 3+4	租税特別 措置資産		
11								0.				1-2 3+4			
12								0.				1-2 3+4			
13								0.				1-2 3+4			
14								0.				1-2 3+4			
15								0.				1-2 3+4			
16								0.				1-2 3+4			
17								0.				1-2 3+4			
18								0.				1-2 3+4			
19								0.				1-2 3+4			
20								0.				1-2 3+4			
小計			11			21,962,000									

記入不要

租税特別措置法の規定による損金算入特例を適用した資産は、名称に**措)**や**少額)**などの表示をお願いします。

注意が必要な資産です。詳しくは【P3,4】をご覧ください。

一点申告の場合は記入不要

※増加事由について…1)新品取得、2)中古品取得、3)佐賀市外からの移動による受入、4)その他

① 資産の種類 … 下表を参考に資産の種類に応じた数字を記入してください。

資産の種類	主な資産の例示
1 構築物	舗装路面、岸壁、橋、門扉、塀、緑化設備、屋外給排水管、広告塔等
建物附属設備	カウンター、可動間仕切り、受変電設備、中央監視制御装置、予備電源設備、日よけ設備、LAN工事、賃借人による内装の造作等(3~4ページ参照)
2 機械及び装置	事業のための厨房・洗濯設備、機械式駐車場設備、各種製造設備、印刷設備、土木建設機械、太陽光発電設備等
3 船舶	釣舟、漁船、ボート、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号「0,00~09,000~099」、「9,90~99,900~999」の車両)、構内運搬具、貨車・客車等
6 工具、器具及び備品	テレビ、冷蔵庫、電話機、防犯カメラ、陳列ケース、パソコン、複写機、レジスター、ルームエアコン、机、椅子、ドローン、その他の什器備品等

② 資産の名称等 … 資産の名称を33文字以内でご記入ください。漢字を含むあらゆる文字が使用できます。

③ 数量 … 資産の数量を記入してください。

- ④ 取得年月 … 資産の取得年月を記入してください。年号は令和は「未記入」、平成は「4」、昭和は「3」を記入してください。
- ⑤ 取得価額 … 資産の取得価額を記入してください。※詳しくは12ページよくある質問をご覧ください。
- ⑥ 耐用年数 … 資産の耐用年数を記入してください。※詳しくは12ページよくある質問をご覧ください。
- ⑦ 増加事由 … 1:新品取得、2:中古品取得、3:市外からの移動、4:その他のいずれかを○で囲んでください。
- ⑧ 摘要 … 「〇〇市から受入」など、該当資産についての特記事項を記入してください。

業種別の主な償却資産の例

業 種	償却資産の例
各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、緑化設備、庭園、門扉、外構、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、賃借人が施工した内装・電気ガス水道設備工事等、日よけ、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター、消火器、事務機器、自動販売機、LAN設備工事、福利厚生設備など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドーなど
飲食店業	接客用家具、厨房設備、カラオケセット、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製麺機など
理容・美容業	理(美)容椅子、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、サインポール、脱毛機、エステ機械など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備、給排水設備など
医院 歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器)など
不動産賃貸業	外構(駐車場舗装、フェンス、ゴミ置場、自転車置場、緑化設備など)、太陽光発電設備、ルームエアコン、屋外給排水設備、防犯カメラ、宅配ボックスなど
駐車場業	フェンス、照明等の電気設備、駐車設備(機械設備、ターンテーブル)、料金精算機、立体駐車場など
製造業	受変電設備、金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、定盤、フライス盤、プレス機、シャーリング、溶接機、カッター、研磨機、グラインダー、検査工具、取付工具、切削工具、クレーンコンプレッサー、リフト、ドリル、金型、洗浄給水設備、構内舗装、貯水設備など
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、島工事、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場、映画館設備、屋内外遊具設備、屋外駐車場など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、デジタル印刷システム設備など
建設業	発動発電機、転圧機、ミキサー、コンクリートカッター、ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフトなどの土木建設車両(軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車など
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、構内装置、独立キャノピー、洗車機など
ホテル・旅館業	自家発電装置、放送設備、客室設備(ベッド、家具、テレビなど)、洗濯設備、駐車場設備など
農業	農業用機械(噴霧機、播種機、耕運機、選果機、草刈り機など)、ビニールハウス、ネット、糞摺り機、精米機、予冷库、畜舎、鶏舎、搬送用モノレール、農業用ドローンなど
漁業	漁船、海苔乾燥機、冷蔵庫、酸処理機、スネークポンプ、押しぼり機、プール式攪拌機、合成支柱など
売電業	太陽光発電設備(太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池など)、フェンスなど

※ただし、家屋として評価されているものは除く。

● 増減なし記入例

令和8年度 提出用 佐賀市長様 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

受付印 令和8年1月10日 義務者コード 00000001

住所 (ふりがな) 〒840-0803 柴町1番1号 さかえビル
TEL 0952-40-7073

氏名 (ふりがな) 株式会社 さかえ 代表取締役 佐賀市郎
(屋号 cafeSAKAE)

業種目 (千円の合計) 飲食業 (10,000)

14 事業開始年月 平成9年4月 平成9年4月

15 佐賀市内における事業所 (店舗、事務所、倉庫、作業所) 等資産の所在地及び家屋の所有区分

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	21,600,000			21,600,000
2 機械及び装置	5,940,000			5,940,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	6,708,000			6,708,000
7 合計	34,248,000			34,248,000

17 申告状況 (電算・一点) ※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1. 増減なし 2. 増加あり 3. 減少あり 4. 該当資産なし 5. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)

【取得価額】

(二)計

(イ)前年前に取得したものに印字されている数字を資産の種類(1~6種)ごとに転記してください。

申告書の右下 17 申告状況

17 申告状況 (電算・一点) ※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1. 増減なし 2. 増加あり 3. 減少あり 4. 該当資産なし 5. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)

1. 増減なしを○で囲んでください。

● 該当資産なし記入例

令和8年度 提出用 佐賀市長様 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

受付印 令和8年1月10日 義務者コード 00000001

住所 (ふりがな) 〒840-0803 柴町1番1号 さかえビル
TEL 0952-40-7073

氏名 (ふりがな) 株式会社 さかえ 代表取締役 佐賀市郎
(屋号 cafeSAKAE)

業種目 (千円の合計) 飲食業 (10,000)

14 事業開始年月 平成9年4月 平成9年4月

15 佐賀市内における事業所 (店舗、事務所、倉庫、作業所) 等資産の所在地及び家屋の所有区分

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

17 申告状況 (電算・一点) ※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1. 増減なし 2. 増加あり 3. 減少あり 4. 該当資産なし 5. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)

申告書の右下 17 申告状況

17 申告状況 (電算・一点) ※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1. 増減なし 2. 増加あり 3. 減少あり 4. 該当資産なし 5. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)

4. 該当資産なしを○で囲んでください。

● 廃業・解散・転出等記入例

令和8年度 提出用 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

佐賀市長様

0952 - 40 - 7073

00000001

1 住所	〒840-0803 栄町1番1号 さかえビル	日中連絡のつく電話番号をご記入下さい。	6 決算月	3月
2 氏名	株式会社 さかえ 代表取締役 佐賀 市郎		7 短期耐用年数の承認	有(無)
3 事業種目	飲食業 (10,000千円)		8 増加償却の届出	有(無)
4 税理士等の住所・氏名	税理士法人久保田 相当富士 849-0203 佐賀市久保田町大字新田000番地0 TEL 0952 (68)0000		9 非課税該当資産	有(無)
5 この申告に回答する者の氏名	この申告に回答する者の氏名 佐賀 市郎 TEL 0952 (40)0000		10 課税標準の特例	有(無)
14 事業開始年月	平成9年4月		11 特別償却又は圧縮記載	有(無)
15 佐賀市内における事業所(店舗、事務所、倉庫、作業所)等資産の所在地及び家屋の所有区分	栄町1番1号 (自己所有・借家) 三瀬町大字為重0番地 (自己所有・借家) 大和町大字尾等0番地 (自己所有・借家) 川副町大字廣江0番地 (自己所有・借家)		12 税務会計上の償却方法	有(無)
16 借用資産(有・無)	貸主の名称等 三瀬リース株式会社 佐賀市三瀬町三瀬000番地 0952-56-0000		13 青色申告	有(無)
17 申告状況	※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1.増減なし 2.増加あり 3.減少あり 4.該当資産なし 5.廃業・解散・転出等(令和7年6月1日)		18 備考(添付書類等)	令和7年6月1日に事業を廃業しました。

申告書の右下 17 申告状況

17 申告状況 (電算・一点) ※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1.増減なし 2.増加あり 3.減少あり 4.該当資産なし 5.廃業・解散・転出等(令和7年6月1日)

5. 廃業・解散・転出等の該当するものを○で囲み、その年月日をご記入ください。特記することがあれば 18 備考欄 にもご記入ください。

● その他記入例

令和8年度 提出用 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

佐賀市長様

0952 - 40 - 7073

00000001

1 住所	〒840-0803 栄町1番1号 さかえビル	決算を行う月を記入してください。例 事業年度が4月1日~翌3月31日の場合は、3月決算になります。	6 決算月	3月
2 氏名	株式会社 栄町食堂 株式会社 さかえ 代表取締役 佐賀 市郎		7 短期耐用年数の承認	有(無)
3 事業種目	飲食業 (10,000千円)		8 増加償却の届出	有(無)
4 税理士等の住所・氏名	税理士法人久保田 相当富士 849-0203 佐賀市久保田町大字新田000番地0 TEL 0952 (68)0000		9 非課税該当資産	有(無)
5 この申告に回答する者の氏名	この申告に回答する者の氏名 佐賀 市郎 TEL 0952 (40)0000		10 課税標準の特例	有(無)
14 事業開始年月	平成9年4月		11 特別償却又は圧縮記載	有(無)
15 佐賀市内における事業所(店舗、事務所、倉庫、作業所)等資産の所在地及び家屋の所有区分	栄町1番1号 (自己所有・借家) 三瀬町大字為重0番地 (自己所有・借家) 大和町大字尾等0番地 (自己所有・借家) 川副町大字廣江0番地 (自己所有・借家)		12 税務会計上の償却方法	有(無)
16 借用資産(有・無)	貸主の名称等 三瀬リース株式会社 佐賀市三瀬町三瀬000番地 0952-56-0000		13 青色申告	有(無)
17 申告状況	※償却資産について該当する項目に○をつけてください。1.増減なし 2.増加あり 3.減少あり 4.該当資産なし 5.廃業・解散・転出等(令和7年6月1日)		18 備考(添付書類等)	令和7年6月1日に事業を廃業しました。

印字されている氏名住所が正しいか確認し電話番号を記入してください。

佐賀市内の事業所、または償却資産の所在地を記入してください。(記入欄が不足する場合は、備考欄等に記入してください。)家屋の所有区分について、どちらかを○で囲んでください。

特記することがあれば記入してください。住所変更や法人成、事業継承等もこの欄に詳細を記入してください。

(有・無)のどちらかを○で囲み、「有」の場合は貸主(リース会社等)を記入してください。



よくある質問

(1) 制度について

Q1 償却資産はなぜ申告しなければならないのですか？

A1 償却資産は、土地や家屋のように登記制度がないため、市町村は登記簿から所有情報を取得できません。

このため、償却資産を所有されている方には地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

Q2 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告を行った場合、罰則はあるのですか？

A2 **正当な理由がなく申告をされない場合**は、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また**虚偽の申告をされた場合**には、同法第385条の規定により一年以下の懲役または、50万円以下の罰金等を科せられることがあります。

申告もれ資産があった場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで(最大5年を限度)遡及することになりますのでご了承ください。

無申告者に対しても、前年中に資産の増減がないものとみなして課税を行います。

Q3 実地調査や帳簿調査等の依頼が届きました。どうしたらよいですか？

A3 地方税法第353条および第408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。また、実地調査に伴い追加申告をお願いすることがありますが、その場合は、現年度だけではなく過年度にも遡及して課税することもありますので、あらかじめご承知ください。

なお、平成18年度から地方税法第354条の2の規定により国税資料の閲覧が可能となりましたので、国税資料等に基づき推計課税を行う場合があります。

(2) 申告について

Q1 取得価額とはどのようなものですか？

A1 償却資産の取得価額とは、原則として次によるものとされています。

- 購入した償却資産については、その購入代価(付帯費の額を含む)
- 自己の製作、製造等に係る償却資産については、そのために要した原材料費、労務費および経費の額(付帯費の額を含む)

取得価額の算出方法は、**法人税または所得税の取扱いと同じ**です。

ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、公的機関の補助金等で購入した資産については補助金等も含んだ額が取得価額となります。

※税込経理方式の場合は消費税込みで、税抜経理方式の場合は消費税抜きの取得価額を申告してください。

Q2 耐用年数がわからない場合はどうしたらよいですか？

A2 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数」(所得税、法人税申告の際に使用する耐用年数)を記入してください。

ただし、租税特別措置法による特別償却、割増償却または少額資産の損金算入を適用している資産については、通常の減価償却をした場合の耐用年数で申告をしてください。

例 新規取得パソコン→×1年→○4年

佐賀市に多い資産の耐用年数

種別	資産名	耐用年数
2種	太陽光発電設備	17年
2種	農業用機械・農業用乾燥機	7年
2種	海苔乾燥機	5年
3種	漁船・漁船エンジン	5年
6種	冷蔵庫、冷凍庫、エアコン	6年
6種	パソコン	4年

※上記表は、新品を取得した場合の一般的な耐用年数です。



佐賀市ホームページ
耐用年数表QRコード

Q3 非課税となる資産も申告が必要ですか？

A3 地方税法第348条第2項の規定に該当する償却資産は非課税となりますが、償却資産申告は必要ですので、忘れずにご申告ください。

Q4 課税標準の特例を受けることができる資産にはどのようなものがありますか？
また特例を受ける際の手続きについて教えてください。

A4 地方税法第349条の3等の規定に該当する資産を取得された場合は、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。

特例該当資産(抜粋)

設備の種類	特例適用期間	課税率	適用条項	添付書類
農業協同組合、中小企業等協同組合等の協同利用に用いる機械装置	取得後3年度分	1/2	地方税法第349条の3第3項	特定施設設置書等の写し
内航船舶 (遊覧船、遊漁船、モーターボート等は除く)	期限なし	1/2	地方税法第349条の3第5項	船舶検査証の写し等

※その他の特例については、佐賀市ホームページをご覧ください。

 **佐賀市 償却 わがまち** で検索してください。

佐賀市ホームページ
特例QRコード



(3) その他

Q1 固定資産税(償却資産)と国税との違いを教えてください。

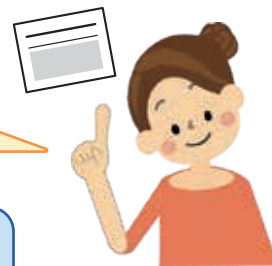
A1 主に下表のような違いがあります。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)	固定資産評価基準に定める減価率による
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし (圧縮前の取得価額で申告)
特別償却、割増償却、即時償却の制度(租税特別措置法)	制度あり	制度なし
共有資産	持分それぞれを減価償却	持分を合算して、共有者名義で申告
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の5/100
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)
事業用と私用併用(個人)	使用割合を按分	按分せず全額が対象

※このほか、よくある質問については、佐賀市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

申告書の記入が終わったら…

よし、申告書が完成したわ! さっそく提出しよう。



その前に、**連絡先の電話番号の記入**は忘れていませんか?
(日中連絡のつく電話番号をご記入下さい。)
申告書への押印は不要です。



はい、大丈夫です。
ところで**提出はどのようにすればいいですか?**



佐賀市役所本庁3階西側 資産税課 償却資産申告
窓口に持参する方法や、**郵送**する方法があります。
切手が不要な返信用封筒を同封していますので、
ご利用ください。



市役所は遠いから郵送にしようかな。
控用はどうしたらいいのかしら。



市役所の受付印が必要でなければ**提出用のみお送り
ください**。受付印が必要であれば、宛先を記入し切手を
貼った返信用封筒を同封してください。
控えは5年間お手元での保管をお願いします。



ほかに、インターネットを利用した
電子申告(地方税ポータルシステム・^{エルタックス}eLTAX)でも申告を受け付けます。
ご利用開始・利用方法はeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。



●eLTAXヘルプデスク

電話:0570-081459

(上記の電話番号でつながらない場合は03-5521-0019)

[9:00~17:00受付
(土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く)]



eLTAX
ホームページ

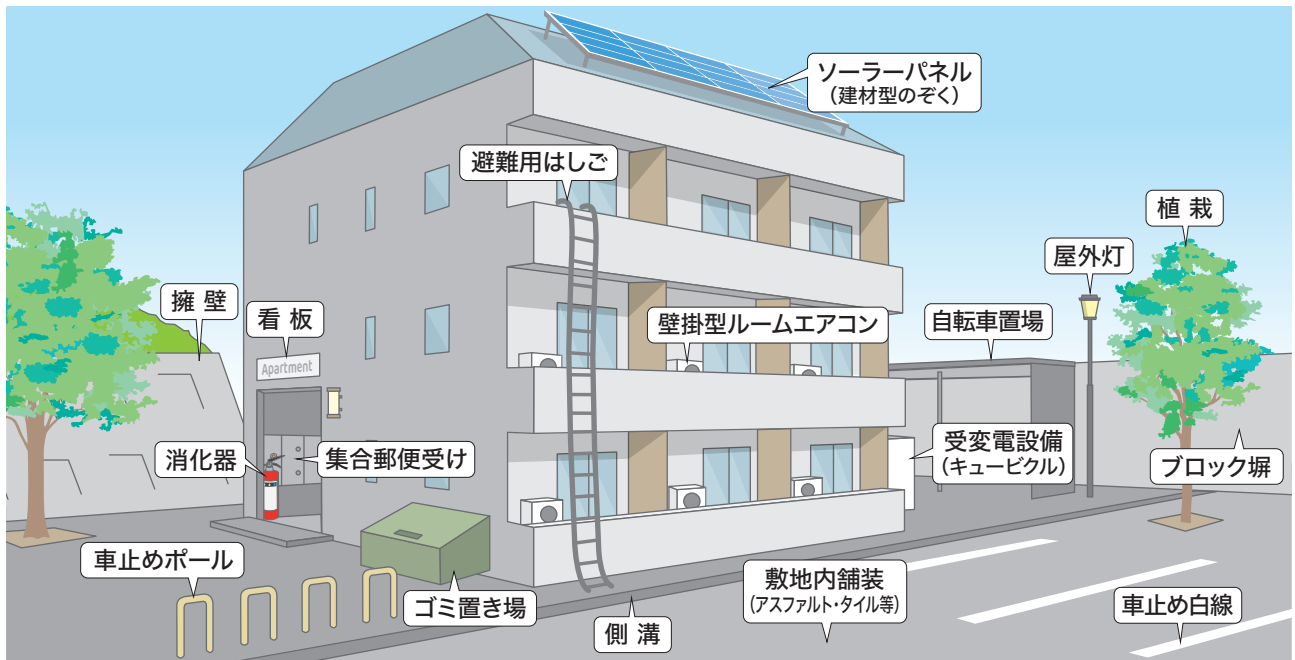
申告期限は**令和8年2月2日(月)**です。

期限間近になりますと申告が集中しますので、**1月23日(金)**までに
提出いただきますようご協力をお願いします。

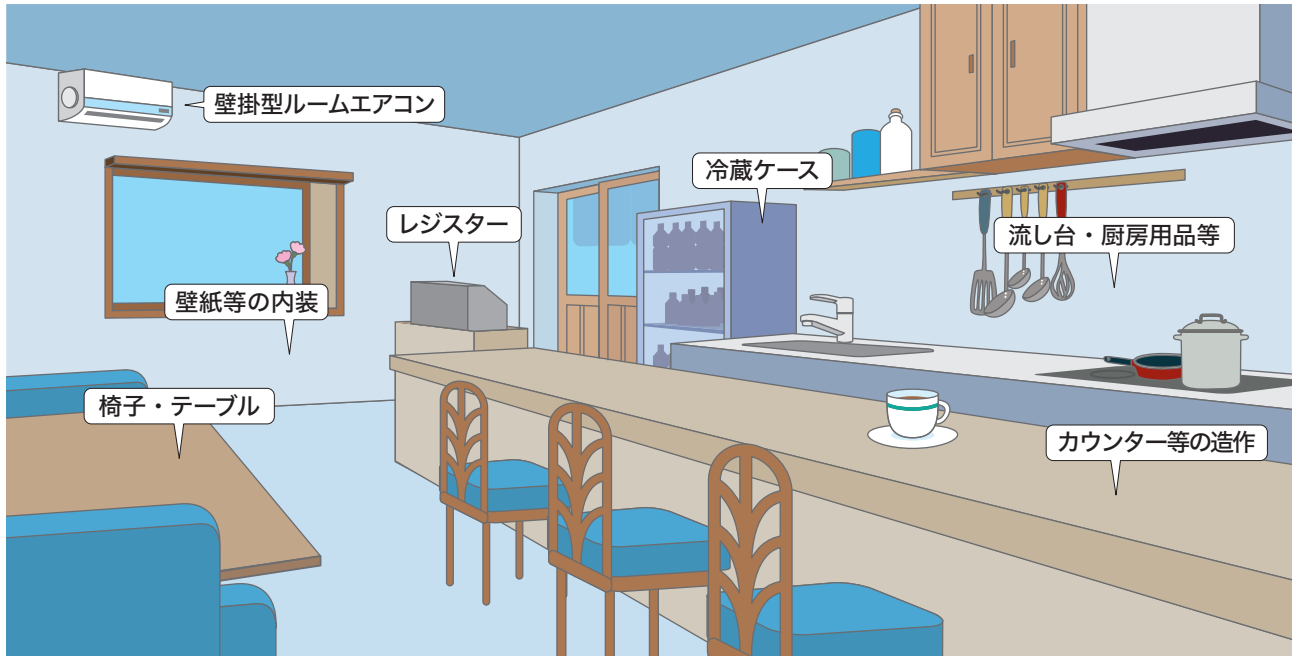


償却資産の例

▶ アパート・マンションを貸し付けしている



▶ テナント入居して飲食店を営んでいる



※これは一例です。詳しくは手引き8ページをご覧ください。

自分(自社)が所有している資産が償却資産にあたるのか分からないときは、お気軽に償却資産担当までお問い合わせください。

お知らせ

*佐賀市のホームページから「償却資産申告書」「申告の手引き」等をダウンロードできます。

[🔍 佐賀市 償却](#) で検索してください。

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。